



熊本県公報

第11858号
平成21年11月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 定数漁業の許可及び起業の認可についての申請期間…………… (水産振興課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (//) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (//) 3
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援総室) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 海岸保全区域の指定…………… (港湾課) 5
- 港湾隣接地域の指定…………… (//) 5
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 6
- 土地改良区の定款変更認可…………… (//) 8
- 公共測量の実施…………… (監理課) 8
- 県有財産の売却…………… (管財課) 8
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画・技術管理課) 9
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 9
- 県有財産の売却…………… (管財課) 9
- 企画提案コンペ形式による業務委託者の選定…………… (高齢者支援総室) 10
- 県野外劇場指定管理者の公告…………… (観光交流国際課) 11
- 県立図書館協議会の開催…………… (県立図書館) 13
- 平成22年度熊本県公立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員…………… (高校教育課) 13
- 平成21年度第1回熊本県障害者施策推進協議会の開催…………… (熊本県障害者施策推進協議会) 15

告 示

熊本県告示第1015号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海

2 申請期間
平成21年11月13日から平成21年11月19日まで

熊本県告示第1016号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションまつばせ 宇城市松橋町久具61番地5	株式会社スローライフ芳 寿会	平成21年11月1日

熊本県告示第1017号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションまつばせ 宇城市松橋町久具61番地5	株式会社スローライフ芳 寿会	平成21年11月1日

熊本県告示第1018号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太子郷訪問介護事業所 八代市東片町452番地1	株式会社アース	平成21年11月1日

熊本県告示第1019号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太子郷訪問介護事業所 八代市東片町452番地1	株式会社アース	平成21年11月1日

熊本県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護光老苑 芦北郡津奈木町岩城490番地3	株式会社光老苑	平成21年11月1日

熊本県告示第1021号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護光老苑 芦北郡津奈木町岩城490番地3	株式会社光老苑	平成21年11月1日

熊本県告示第1022号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次のとおり指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	安道 誠	平成21年10月21日	独立行政法人 労働者健康福祉機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670番地
小児科	大和 靖彦	平成21年10月21日	芦北学園発達医療センター 葦北郡芦北町大字芦北2813
小児科	小宮 智	平成21年10月21日	芦北学園発達医療センター 葦北郡芦北町大字芦北2813
泌尿器科	永芳 実	平成21年10月21日	医療法人社団 永芳会 永芳医院 天草市栄町12番13号
眼科	相馬 実穂	平成21年10月21日	医療法人潤心会 熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955

熊本県告示第1023号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
みらい薬局	人吉市駒井田町210-15	調剤	平成21年10月19日
訪問看護ステーション きらら	宇土市浦田町313番地	訪問看護	平成21年10月19日

熊本県告示第1024号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
とみお薬局 熊本市池田三丁目37-14	平成21年11月1日	0147224
さくら調剤薬局 臨港店 八代市大村町溝口344-1	平成21年11月1日	1740670
ニチイケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目10番68号	平成21年11月1日	0190567

熊本県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
医療法人桜十字病院 熊本市御幸木部一丁目1番1号	医療法人桜十字	平成21年11月1日

熊本県告示第1026号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町年柄字切跡谷360番40
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字切跡谷360番40（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1027号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字矢房653番、654番3、654番4、657番、658番、662番、663番、685番1、689番、690番、字大久保1034番、1065番、1066番、1074番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢房654番3、654番4、653番・657番・658番・字大久保1034番・1065番・1066番・1074番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1028号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字大谷口2064番27
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷口2064番27（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1029号

昭和33年熊本県告示第334号(海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正し、平成21年11月13日から施行する。
 平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

国土交通省港湾局所管の表八代海の部八代港の款港の項の次に次のように加える。

内港	内港南	点1号、点2号、点3号、点4号、イ点、ロ点、ハ点及び点1号を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
		点1号 八代市中北町西北端の標柱(北緯32度29分58.221秒、東経130度34分31.664秒)から346度22分983.1メートルの点
		点2号 点1号から343度40分10.0メートルの点
		点3号 点2号から253度47分821.5メートルの点
		点4号 点3号から297度16分588.3メートルの点
		イ点 点4号から207度16分60.0メートルの点
		ロ点 イ点から117度16分612.3メートルの点
		ハ点 ロ点から73度47分841.1メートルの点

熊本県告示第1030号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定により次の区域を港湾隣接地域として指定したので、同法第37条の2第3項の規定により告示する。
 平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 位置
熊本県八代市港町
- 港湾隣接地域
次の各点を順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域
 点1号 八代市中北町西北端の標柱(北緯32度29分58.221秒、東経130度34分31.664秒)から346度22分983.1メートルの点
 点2号 点1号から343度40分10.0メートルの点
 点3号 点2号から253度47分821.5メートルの点
 点4号 点3号から297度16分588.3メートルの点
 点5号 点4号から207度16分10.0メートルの点

公 告

熊本県公告第582号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 宇城市豊野町糸石2765番地
- 築造者の氏名 白木正男
- 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1420番10、同1420番11、同1420番15、同1420番16、同1422番7及び里道の一部
- 道路の幅員 4.02メートルから4.06メートルまで
- 道路の延長 34.45メートル
- 指定年月日 平成21年10月27日
- 指定番号 熊本県指令宇城景建第24号

熊本県公告第583号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	歳嶋 一成	天草市新和町小宮地7579
理事	森岡 一正	天草市新和町大多尾3486
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地1376
理事	尾田 信司	天草市新和町小宮地495
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地5207-2
理事	中元 亀	天草市新和町小宮地581-1
理事	山迫 英紀	天草市新和町小宮地5809
理事	山下 昭次	天草市新和町大宮地4178
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地5
理事	浦川 繁	天草市新和町大多尾3859-2
監事	濱田 廣	天草市新和町小宮地5207
監事	安田 直幸	天草市新和町小宮地4526-1
監事	下田 鐵雄	天草市新和町大多尾2197-2
就任		
理事	歳嶋 一成	天草市新和町小宮地7579
理事	中元 亀	天草市新和町小宮地581-1
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地1376
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地5207-2
理事	札元 勇起	天草市新和町小宮地5544
理事	本崎 俊一	天草市新和町大多尾6928
理事	山下 建夫	天草市新和町大宮地4166
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地5
理事	川端 瑞穂	天草市新和町大多尾2698-1
理事	松尾 登	天草市新和町大多尾3770
監事	小山 道孝	天草市新和町小宮地5803
監事	安田 直幸	天草市新和町小宮地4526-1
監事	下田 鐵雄	天草市新和町大多尾2197-2

熊本県公告第584号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	越替 長雄	人吉市上林町1370番地1
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町311番地
理事	農蘇 清志	人吉市井ノ口町915番地1
理事	山崎 正	人吉市瓦屋町2182番地
理事	高野 和夫	人吉市北泉田町201番地
理事	嶽本 剛	人吉市下林町1983番地1
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場7番地
理事	坂口 和男	人吉市中神町城本1224番地1
理事	内布 厚	人吉市下原田町上野482番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町菖蒲1644番地

理事	深川 幸雄	人吉市上薩摩瀬町357番地
理事	馬込 紀行	人吉市下薩摩瀬町427番地
理事	尾方 豊巳	人吉市上田代町2189番地
理事	木倉 辰男	人吉市大畑町4100番地
理事	林 仙之	人吉市大畑麓町3864番地
理事	東 喜吉	人吉市上漆田町3225番地2
理事	上村 明範	人吉市上漆田町3487番地
理事	東 良明	人吉市下漆田町2957番地
理事	東 充延	人吉市下漆田町2938番地
理事	尾方 二十兒	人吉市東漆田町2190番地
理事	東 辰記	人吉市赤池原町500番地
理事	池下 篤	人吉市赤池水無町574番地
理事	桑原 健治	人吉市下田代町1322番地
理事	守屋 初芳	人吉市上田代町1028番地2
理事	山本 計之	人吉市上田代町970番地
理事	村山 守	人吉市上田代町1013番地
理事	小園 隆光	人吉市上田代町2276番地
理事	藤山 佳久	人吉市上田代町2441番地6
理事	松永 賢而	人吉市大畑町2052番地3
理事	横峯 一征	人吉市下田代町1149番地
理事	森内 久義	人吉市下田代町1114番地5
理事	田野田 武徳	人吉市下田代町1309番地1
理事	藤崎 勝昭	人吉市下田代町713番地2
理事	大石 萬	球磨郡錦町大字西1798番地2
理事	宮川 勝	球磨郡錦町大字西1761番地
理事	山本 秀男	球磨郡錦町大字西2280番地45
理事	山田 和志	球磨郡錦町大字西1880番地4
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町720番地
監事	新村 三郎	人吉市中林町388番地3
監事	牛塚 重孝	人吉市上原田町牛塚482番地
監事	久保田 正人	人吉市大畑町4061番地
監事	西田 数男	人吉市赤池水無町1247番地
監事	三原 重信	人吉市上漆田町4246番地2
監事	川口 友助	人吉市上田代町899番地
監事	福山 進一	人吉市下田代町735番地1
監事	下山 貞則	球磨郡錦町大字西1760番地1
就任		
理事	越替 長雄	人吉市上林町1370番地1
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町311番地
理事	農蘇 清志	人吉市井ノ口町915番地1
理事	山崎 正	人吉市瓦屋町2182番地
理事	高野 和夫	人吉市北泉田町201番地
理事	嶽本 剛	人吉市下林町1983番地1
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場7番地
理事	坂口 和男	人吉市中神町城本1224番地1
理事	内布 厚	人吉市下原田町上野482番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町菖蒲1644番地
理事	秋山 末喜	人吉市上薩摩瀬町372番地
理事	馬込 紀行	人吉市下薩摩瀬町427番地
理事	北村 和人	人吉市赤池原町557番地
理事	東 一善	人吉市下漆田町2573番地1
理事	今井 二郎	人吉市大畑町3683番地2
理事	東 喜吉	人吉市上漆田町3225番地2

理事	小園 隆光	人吉市上田代町2276番地
理事	横峯 一征	人吉市下田代町1149番地
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町720番地
監事	西田 数男	人吉市赤池水無町1247番地
監事	下山 貞則	球磨郡錦町大字西1760番地1

熊本県公告第585号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区理事長甲斐利幸から平成21年8月20日付けで申請のあった定款変更については、平成21年11月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市基準点の設置）	平成21年10月26日から 平成21年12月25日まで	山鹿市熊入及び方保田の一部地域

熊本県公告第587号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
阿蘇市一の宮町宮地字井尻1473番2
土地宅地 589.50平方メートル（公簿・実測）
最低売却価格 2,760,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成21年12月17日（木）午前10時30分
阿蘇市一の宮町宮地2402
熊本県阿蘇総合庁舎別館2階大会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成21年12月11日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成21年12月28日（月）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保

証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

10 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第588号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	島津 勇典	玉名市山田1640番地
理事	吉田 勝也	玉名市天水町小天8304番地
理事	立野 興一	玉名市横島町横島9786番地
理事	津田 征士郎	熊本市河内町白浜874番地

熊本県公告第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池市旭志川辺1857番地
- 2 築造者の氏名 菊池地域農業協同組合
- 3 道路の位置 菊池市西寺字古閑後1472番14
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 54.56メートル
- 6 指定年月日 平成21年10月30日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第89号

熊本県公告第590号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
旧消費生活センター（熊本市）
所在 熊本市水道町14番15
土地 宅地 381.15平方メートル
建物 会館 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
1階 228.17平方メートル
2階 204.58平方メートル
3階 204.58平方メートル
4階 204.58平方メートル
最低売却価 60,800,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所

- 平成22年1月15日(金) 午前11時
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
 平成21年12月15日(火) 正午から午後3時まで
- 7 入札参加申込書
 この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
 (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 (2) 提出期限 平成22年1月7日(木) 午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
- 8 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
 平成22年1月25日(月) 午後5時
- 10 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 (2) 契約締結場所 別途指定する。
 (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 (4) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第591号

企画提案コンペ形式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
- (1) 業務名
 ア 介護サービス利用者等意向調査業務
 イ 特別養護老人ホーム入所申込者状況調査業務
- (2) 業務内容
 次に掲げる内容とし、その詳細については、別途配布する「介護サービス利用者等意向調査業務仕様書」及び「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査業務仕様書」による。
 ア 介護サービス利用者等意向調査業務について
 介護サービスの利用者等について、訪問聞き取り形式による意向調査を実施する。また、当該調査の結果及び県が提供する資料等を集約し、介護保険制度に係る課題点等を整理し、及び分析した資料を作成する。
 イ 特別養護老人ホーム入所申込者状況調査業務について
 特別養護老人ホーム入所申込者又はその家族に対して聞き取り調査を実施し、当該調査の結果を集計し、及び分析した報告書を作成する。
- (3) 委託期間
 契約締結の日から平成22年3月26日まで
- 2 企画提案コンペ参加資格
 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 熊本県内に調査事務を担当する本社、支社、営業所、事務所等を有する法人であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 募集要領の配布
- (1) 配布期間

- 公告の日から平成21年11月19日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県健康福祉部高齢者支援総室介護支援班
- 4 募集期間(参加表明書受付期間)
 公告の日から平成21年11月26日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 説明会の日時及び場所
 (1) 日時
 平成21年11月19日(木)午前10時から
 (2) 場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁健康福祉部聴聞室(新館3階)
- 6 その他
 詳細については、別途配布する「介護サービス利用者等意向調査業務及び特別養護老人ホーム入所申込者状況調査業務企画提案コンペ募集要領」による。
- 7 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県健康福祉部高齢者支援総室
 介護支援班(介護サービス利用者等意向調査業務)
 施設整備班(特別養護老人ホーム入所申込者状況調査業務)
 電話 096-333-2218(介護支援班)
 096-333-2217(施設整備班)

熊本県公告第591号の2

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成21年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 (1) 名称
 熊本県野外劇場(以下「野外劇場」という。)
 (2) 場所
 阿蘇郡南阿蘇村久石4411-9
 (3) 施設の規模等
 ア 敷地面積 39,620.06平方メートル
 イ 主な建物 野外劇場本館棟(鉄筋コンクリート造地上2階、延床面積2,720.3平方メートル)
 (4) 施設の概要
 野外劇場本館棟(管理室、楽屋、第一音楽練習室、第二音楽練習室、第三音楽練習室)
 屋外 客席最大20,000人
- 2 指定管理者が行う業務
 (1) 音楽、演劇、舞踊等のための施設の提供及び施設の使用許可業務
 (2) 県民の文化の振興を図るために必要な業務
 (3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 (4) その他、野外劇場の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 参加資格
 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 県内に事業所を有すること。
 (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
 ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。

- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 5の(1)に記載する書類のウ〜ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 参加については、一グループにつき一提案に限ること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体は、(1)〜(7)のすべての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
 - ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - イ 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
 - ウ 熊本県野外劇場指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
 - カ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の収支決算見込書及び直近の合計残高試算表）
 - キ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の事業計画書）
 - ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ケ 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - コ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内の事業所に勤務する従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 参加資格に係る誓約書
 - (エ) 合意書に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書

- (2) 申請書の提出先
 - 熊本県商工観光労働部観光交流国際課総務企画班（県庁本館7階）
 - 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-383-1111（内線5203）

- (3) 提出期間
 - 平成21年11月30日（月）から平成21年12月4日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 提出部数
 - 正本1部、副本9部（副本については、写しで可）

6 指定管理候補者の選定

- 指定管理候補者選定委員会において審査し、適当と認められる申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に係る意見として知事に提出し、指定管理候補者は最終的に知事が選定する。

7 募集要項の交付

- 5の(2)に掲げる場所で、平成21年11月13日（金）から平成21年12月1日（金）までの間に交付する。

8 現場説明会

- (1) 日時
 - 平成21年11月20日（金）午前10時
- (2) 場所
 - 野外劇場
- (3) その他
 - 現場説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、参加資格が無効となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県立図書館協議会公告第1号

熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。
平成21年11月13日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時
平成21年11月18日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
熊本県立図書館運営の基本方針について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課総務企画係)
(電話096-384-5000)

熊本県教育委員会告示第13号

熊本県立特別支援学校学則(昭和41年熊本県教育委員会規則第9号)第4条第2項の規定により、平成22年度の県立特別支援学校高等部等の募集定員を次のように定める。
平成21年11月13日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

平成22年度熊本県公立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員

1 高等部

学校名	当該学校が主として行う教育	本科・専攻科	学科	募集定員	備考
盲学校	視覚障がい者に対する教育	本科	普通科一般	8	
			普通科重複	3	
		専攻科	理療科	10	
			保健理療科	10	
熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	本科	普通科一般	8	
			普通科重複	1	
			産業工芸科	8	
			理容科	8	

		専攻科	工 芸 科	8	
			理 容 科	8	
ひのくに 高等養護学校	知的障がい者 に対する教育	本科	園 芸 科	32	くくり募集
			工 芸 科		
			クレーン操縦科		
			窯 業 科		
熊本養護学校			普通科一般	20	
			普通科重複	8	
松橋西養護学校			普通科訪問	3	
			普通科一般	20	
荒尾養護学校			普通科重複	3	
			普通科一般	20	
大津養護学校			普通科重複	2	
			普通科一般	24	
菊池養護学校			普通科重複	5	
			普通科一般	20	
小国養護学校			普通科重複	5	
			普通科一般	10	
球磨養護学校	普通科重複	3			
	普通科一般	20			
天草養護学校	普通科重複	3			
	普通科訪問	3			
八代市立八代養護学校	普通科一般	10			
	普通科重複	1			
	普通科一般	8			
	普通科重複	3			
松橋養護学校	知的障がい者 に対する教育	本科	園 芸 科	16	くくり募集
			工 芸 科		
	普通科一般		8		
	普通科重複		6		
芦北養護学校	肢体不自由者 に対する教育	本科	普通科訪問	2	
			普通科重複	6	
普通科訪問			3		
普通科重複			3		
苓北養護学校	病弱者 に対する教育	本科	普通科訪問	1	
			普通科一般	16	
黒石原養護学校	合計		普通科重複	6	
			普通科訪問	3	
				373	

※ くくり募集とは、学科ごとではなく、いくつかの学科をまとめて募集すること。

※ 主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校以外の、重複学級及び訪問教育は、既存の定員（3人）の空き数を踏まえて、募集定員を定めている。

※ 八代市立八代養護学校については、八代市教育委員会が定めた。

2 幼稚部

学校名	当該学校が 主として行う教育	年齢	募集 定員	備考
盲学校	視覚障がい者に対する教育	3～5歳児	若干名	
		重複学級	3	
熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	3歳児	6	
		4歳児	若干名	
		5歳児	若干名	
松橋東養護学校	肢体不自由者 に対する教育	3歳児	6	
		4歳児	若干名	
		5歳児	若干名	

熊本県障害者施策推進協議会公告第1号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年11月13日

熊本県障害者施策推進協議会
会長 赤 星 香 世 子

- 1 開催日時
平成21年11月25日（水）
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 2階 「ひばり」
- 3 議題（予定）
 - （1）熊本県障害者計画（くまもと障害者プラン）について
 - （2）障がい者への差別をなくすための条例について
 - （3）障害者自立支援法の見直しについて
 - （4）その他
- 4 傍聴者の定員について
20人
- 5 傍聴手続について
 - （1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において係員の指示に従って入室するものとする。
 - （2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施設班）
（電話 096-333-2236）